

令和2年度事業計画書

公益財団法人 兵庫県身体障害者福祉協会

1 身体障害者の福祉に関する普及啓発事業（公1）

(1) 兵庫県障害者福祉大会の開催

障害者福祉に貢献した個人・団体を表彰すること等を通して、県民の障害者に対する正しい理解と認識を深める契機とし、障害者福祉の向上に向けた広報・啓発を行う。

主催：兵庫県、(公財)兵庫県身体障害者福祉協会、(公財)兵庫県手をつなぐ育成会、(公社)兵庫県精神福祉家族会連合会

開催日：令和2年11月28日(土) (予定)

場所：たつの市総合文化会館(アクアホール) (予定)

参加者：約500名

(2) 啓発・啓蒙普及事業

身体障害者の福祉の向上を図るため、地域の実情等や時世の流れに即応したテーマや福祉課題等を取り入れた講演会、研修会、地域住民等との交流会を開催すること等を通して、広く啓発・啓蒙普及活動を行う。

① ブロック別身体障害者啓発・啓蒙事業

- ・ 実施数 9ブロック

② 障害別団体身体障害者啓発・啓蒙事業

- ・ 実施数 肢体、聴覚言語の2団体

(3) 広報資料発行事業

① 県内の身体障害者に対し、国や県の身体障害者福祉に関する情報を提供する。 (機関紙「兵身協」の発行)

- ・ 発行回数：年4回
- ・ 発行部数：1回あたり3,000部
- ・ 配布先：各市町障害者団体、福祉行政機関、福祉関係団体等

② 機関紙「日身連」の配布

(社福)日本身体障害者団体連合会が発行する機関紙「日身連」を配布し、国レベルの福祉の動向などの情報提供を行う。

(4) みんなの声かけ運動実践事業（県補助事業）

ユニバーサル社会づくりを目指して、障害のある方だけでなく妊婦や高齢者、小さな子ども連れの方なども含めて街なかで困っている人がいたら、声をかけて助け合う「みんなの声かけ運動」を展開する。

- ・ みんなの声かけ運動推進調整員及び強化員の配置
- ・ みんなの声かけ運動推進員の登録
- ・ 啓発グッズ等の作成・配布
- ・ 子どもたちによるみんなの声かけ運動ポスター等の募集・展示
- ・ みんなの声かけ運動推進員地域会議の開催
- ・ みんなの声かけ運動応援協定締結団体への出前講座の実施

- ・ 幼稚園・小・中・高校への出前講座の実施(新)

(5) 「ヘルプマーク」導入の普及啓発

内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりにくい人がマークを身に着け、援助等を受けやすくなるように、兵庫県が平成30年1月から導入した「ヘルプマーク」の普及啓発を進め、これらの人の社会参加を促進する。

(6) 身体障害者福祉活動推進事業

各種社会参加促進事業の企画や推進業務にあたる身体障害者福祉活動推進員を配置して、事業の効率的な実施を図り、身体障害者の福祉の増進に資する。

2 身体障害者の福祉に関する研修事業（公2）

(1) 指導者等養成研修事業

各市町身体障害者団体役員等を指導者として養成するため、日本身体障害者団体連合会及び近畿ブロック連絡協議会の会議、大会、研修会等に参加させ、課題解決能力や資質の向上を図り、身体障害者福祉の増進を図る。

○ 近畿ブロック府県・政令指定都市団体長・事務局長会議（年2回）

○ 第65回日本身体障害者福祉大会ひろしま大会

開催日：令和2年6月3日（水）評議員会、政策協議等
～4日（木）福祉大会

場 所：広島県広島市／リーガロイヤルホテル広島（3日）
／広島県立総合体育館（4日）

○ 近畿ブロック：第40回福祉大会・第22回身体障害者相談員研修会

開催日：令和2年11月18日（水）

場 所：和歌山市市民会館

(2) 身体障害者相談員研修会開催事業

身体障害者相談員を対象に、相談に応じるために必要な知識、技術及び身体障害者福祉制度等に関する知識の習得を行い、相談員の資質の向上と相談体制の充実を図る。

① 身体障害者相談員全体研修（災害時要援護者支援体制整備事業とあわせて実施）

開催日：令和2年9月14日（月）

場 所：兵庫県福祉センター

② ブロック研修

(3) 音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業

疾病等により喉頭を摘出し音声機能を喪失した人に対して、発声訓練を行い、社会参加の促進を図るとともに、発声訓練に携わる指導者の養成を行うことにより、社会復帰を促進する。

- ・ 兵庫県喉摘障害者福祉協会で実施

(4) 人工肛門・人工膀胱保有者社会適応訓練事業

人工肛門並びに人工膀胱保有者（オストメイト）に対して、生活指導及び装具装着指導等を行うことにより、社会復帰を促進する。

- ・ (公社)日本オストミー協会兵庫県支部で実施

3 身体障害者に対する支援事業 (公3)

(1) 障害者社会参加推進センターの設置・運営事業

障害の有無にかかわらず、だれもが家庭や地域で明るく暮らすことができる社会づくりに向けて、障害者自らによるさまざまな社会参加促進策を実施し、地域における自立生活と社会参加を推進する。

- ・ 障害者社会参加推進協議会の開催
- ・ 相談、普及、啓発、研修会等社会参加推進事業の実施
- ・ 社会参加推進事業に必要な情報の収集と提供
- ・ 市町障害者社会参加推進事業に対する協力
- ・ 社会参加推進関係団体に対する指導・助言

(2) 兵庫県障害者芸術・文化祭の実施(県と共催)

○ 舞台部門

開催日：令和2年11月28日(土) (予定)

場 所：たつの市総合文化会館(アクアホール) (予定)

参加者：約500名

○ 美術工芸作品公募展

開催日：令和3年3月5日(金)～3月7日(日) (予定)

場 所：兵庫県立美術館

(3) 障害者スポーツ振興事業

スポーツを通じて、身体障害者の健康の維持増進と社会参加活動の促進を図る。

① 兵庫県身体障害者グラウンドゴルフ県大会の開催

開催日：令和2年10月21日(水)雨天時10月28日(水)

場 所：三木山総合公園(三木市)

② 兵身協ボウリング大会の開催

開催日：令和3年2月20日(土) (予定)

場 所：スーパーボウル二見もしくは加古川(調整中)

(4) 身体障害者外出支援事業

① ジパング倶楽部事業

日身連と連携し、満60歳以上の男性及び満55歳以上の女性で、身体障害者手帳所持者のうち希望者を対象に、乗車券以外の特急券、急行券、指定席券の割引特典がある「JRジパング倶楽部」への加入業務の便宜供与を行い、身体障害者の外出機会の増大支援による社会参加の促進を図る。

- ・ 年間取扱計画件数：450件

② 駐車禁止除外指定車標章事業

兵庫県警察本部交通部が発行する「身体障害者駐車禁止除外指定車標章」(ステッカー)を身体障害者手帳所持者のうち希望者を対象に、交付手続代行業務の便宜供与を行い、身体障害者の外出機会の増大支援による社会参加の促進を図る。

- ・ 年間取扱計画件数：60件

(5) 青少年組織強化推進事業

青少年身体障害者リーダーを養成し、青少年身体障害者のグループの育成・強化を図るとともに、相互の親睦を深め、情報交換・交流を促進することにより、身体障害者の福祉の増進を図る。

- ・ 大学等のイベント日を想定し、身体障害者と健常者との青年層相互交流会
- ・ パラスポーツイベントなどへの参画
- ・ 障害者青年アスリート交流会の開催、障害者スポーツ見学会の開催等

(6) 身体障害者生活行動訓練事業

それぞれの障害に適した生活行動訓練を総合的に行うことにより、在宅身体障害者の福祉の増進を図る。

- ・ 肢体障害者 : (一社)兵庫県肢体障害者福祉協会で実施
- ・ 聴覚言語障害者 : 兵庫県聴力言語障害者連合会で実施

(7) 「障害者110番」運営事業

障害者等の多様な相談等に対応するため、常設相談窓口及び精神障害者相談窓口を設置し、障害者が社会に参加していく際に生じるさまざまな課題の解決を図る。

○ 総合相談（公益財団法人 兵庫県身体障害者福祉協会内）

相談日：毎週月曜日～金曜日（年末年始・祝日を除く。）

相談時間：午前9時から午後4時30分

土曜・日曜・祝日は、Faxで相談を受け付ける。

○ 精神障害者相談（公益社団法人 兵庫県精神福祉家族会連合会内）

相談日：毎週月曜日～金曜日（年末年始を除く。）

相談時間：午前9時から午後4時

(8) 弁護士・福祉専門職による法律相談事業

相談日：毎週火曜日（年末年始・祝日を除く。）

相談時間：午後1時から4時

実施場所：兵庫県弁護士会内

(9) 災害時要援護者支援体制整備事業

身体障害者相談員を対象として、地震、風水害等の災害時の災害時要援護者の支援に関する知識の習得を行うことにより、災害時及び平常時における身体障害者の安全・安心の向上を図る。

- ・ 防災に関する研修会を身体障害者相談員全体研修とあわせて実施

開催日：令和2年9月14日（月）

場 所：兵庫県福祉センター

(10) 障害者自助力(防災意識)強化推進事業

自然災害による悲劇を繰り返さないために、障害者の自助力(防災意識)を向上させ、早期避難の徹底等を促す。（9月15日（火）兵庫県福祉センター）

① 防災ピアリーダーの任命

- ・ 圏域単位等で防災対策を率先する防災ピアリーダーを任命
- ・ 広報誌等を活用して早期避難の重要性等を啓発

- ② 防災ピアリーダーに対する防災研修会・防災施設見学会等の実施
 - ・ 防災ピアリーダーに防災知識を習得してもらうため防災研修会等を開催
- ③ 防災施設見学・防災ワークショップ等を実施
 - ・ 防災対策に積極的でモデルケースとなるようなブロック(3～5ブロック程度)で実施

(11) 在宅重度身体障害者生活環境改善資金貸付事業

日常生活に著しく支障のある在宅重度身体障害者(児)の援護施策の一環として、日常生活動作及び介護を容易にするための住宅改修、設備の購入等に必要な資金を貸し付ける。

- ・ 対象：1・2級の身体障害者(児)
- ・ 貸付限度額：100万円(無利子)

(12) 身体障害者更生資金特別貸付事業

身体障害者が更生のために行う生業資金(店舗、事業場の設備等の新設又は賃借、器械器具等の購入、原材料、商品等の仕入れ資金など)の貸付により、自立の助長促進と生活の安定を図る。

- ・ 貸付限度額：40万円
- ・ 貸付利息：年3%

4 その他事業

(1) 協会管理運営業務

- ① 理事会等の開催
- ② 協会運営管理
 - ・ 庶務、会計事務など